

鳥取県議会議員一般選挙西伯郡選挙区選挙長告示第3号

平成19年4月8日執行の鳥取県議会議員一般選挙において立候補の届出のあった候補者が選挙すべき議員の数を超えないため、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第100条第4項の規定により投票を行わないこととなったので、同条第5項の規定により告示する。

平成19年3月31日

鳥取県議会議員一般選挙西伯郡選挙区選挙長 橋 本 修